

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和 5 年 9 月 1 6 日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）が一部改正されたことに伴い、「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、所要の改正をするために制定するものである。

2 改正内容

(1) 引用する法律の項ずれに係る改正

〔第 1 5 条第 1 項第 2 号関係〕

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）の一部改正

【改正内容】

- ・指定都市又は中核市の長が認定こども園の認定をした場合における都道府県知事への当該認定に係る申請書の写しの送付に係る規定（認定こども園法第 3 条第 1 0 項）の削除
- ・公立の幼稚園等のうち認定こども園の認定基準を満たす施設の公示に係る規定（同法同条第 1 1 項）を第 1 0 項に繰上げ



- 認定こども園法を引用する内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正

【改正内容】 同条第 1 1 項の規定による公示 → 同条第 1 0 項の規定による公示



- 内閣府令の一部改正に伴う「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正

【改正内容】 同条第 1 1 項の規定による公示 → 同条第 1 0 項の規定による公示

(2) その他

〔第 3 6 条第 3 項関係〕

- その他所要の改正をするもの

保育認定を受けた満 3 歳以上の子どもが幼稚園を利用する「特別利用教育」に係る読替え規定の追加

【改正内容】 第 6 条第 2 項中 _____
_____ → 第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、

等

3 施行期日

公布の日